

# 運営規程

平成18年4月1日初版

平成24年4月1日改訂

平成25年1月4日改訂

平成25年1月28日改訂

平成26年4月1日改訂

平成26年7月7日改訂

平成27年8月1日改訂

平成30年2月28日改訂

平成30年5月1日改訂

令和3年4月1日改訂

令和6年4月1日改訂

らくらく  
楽楽館

(事業の目的)

第1条 株式会社<sup>らくらくかん</sup>楽楽館が開設する「<sup>らくらく</sup>楽楽館」(以下、「事業所」という。)が行う地域密着型通所介護サービス又は第1号通所事業(介護予防通所介護従前相当サービス)の事業(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護若しくは要支援又は事業対象の状態にある高齢者(以下、「要介護者等」という。)に対し、適正な地域密着型通所介護サービス又は第1号通所事業(介護予防通所介護従前相当サービス)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、可能な限り、利用者が居宅において、その有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるように努めるものとする。

2 利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の精神的・肉体的負担の軽減を図るものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図りながらサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名称 <sup>らくらく</sup>楽楽館

二 所在地 松戸市新松戸7丁目536番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、人数及び職務の内容は、次のとおりとする。

一 管理者 常勤 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

二 生活相談員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて1人以上

生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

三 介護職員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて専従で1人以上

介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

四 機能訓練指導員 営業日ごとに1人以上

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

五 看護職員 営業日ごとに1人以上

看護職員は、利用者の体温、血圧などの確認を行う。また、機能訓練、入浴後の塗り薬の塗布など医療関係のケア、急変時の対応、医師との連絡に当たる。医療関係の業務がないときは、介護職員と同様に利用者のケアを行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までの毎日(祝祭日も営業)。  
夏季休暇は8月13日14日15日を含む7日間、  
年末年始休暇は12月30日31日、1月1日2日3日を含む7日間とする。
- 二 提供時間 午前9時00分から午後4時15分までとする(送迎時間を除く)
- 三 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 四 利用定員 1日12名とする。

(通所介護の内容)

第6条 地域密着型通所介護サービス又は第1号通所事業(介護予防通所介護従前相当サービス)の内容は、次のとおりとする。

- 一 介護サービス(移動や排泄の介助、見守り等)
- 二 健康状態の確認
- 三 機能訓練(日常動作訓練)
- 四 生活等に関する相談及び助言
- 五 介護方法の指導
- 六 入浴
- 七 食事
- 八 送迎

(通所介護の利用料等)

第7条 地域密着型通所介護サービス又は第1号通所事業(介護予防通所介護従前相当サービス)を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該地域密着型通所介護サービス又は第1号通所事業(介護予防通所介護従前相当サービス)が、法定代理受領サービスである場合は、負担割合に基づき、その1割又は2割、3割とする。

2 法定代理受領サービスに該当しない地域密着型通所介護サービス又は第1号通所事業(介護予防通所介護従前相当サービス)を提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した額との間に差額が生じないようにする。

3 前2項に掲げる額のほか、次に掲げる費用を徴収する。

- 一 食事の提供に要する費用 880円
  - 二 おむつ代 120円 尿パッド 25円
  - 三 レクリエーション材料費 基本料300円+実費
  - 四 前各号に掲げる介護以外のサービス利用に係る費用は、別途徴収するものとする。
- 4 前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明をした上で、支払の同意を得る旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は松戸市とし、事業所から概ね半径3km以内の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。

2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は、賠償するものとする。

3 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができるものとする。

4 その他この規程に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(緊急時における対応方法)

第10条 地域密着型通所介護サービス又は第1号通所事業(介護予防通所介護従前相当サービス)の提供を行っているときに、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主治の医師に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に関する具体的な計画を立て、定期的に避難、救助その他の必要な訓練を行うこととする。

(個人情報の保護)

第12条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第13条 感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施

(2) その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置(委員会の開催、指針整備等)

(虐待の防止のための措置)

第14条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置(委員会の開催、指針整備等)

事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(4) 当措置に対する担当者を管理者とする。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保)

第15条 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発

(2) 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備

(3) その他ハラスメント防止のために必要な措置

(業務継続計画(BCP)の策定等)

第16条 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、良質なサービスの提供ができるよう、適切な勤務体制を整備するとともに、研修の機会を設けるなど、常に従業員の資質の向上に努めるものとする。

2 職員は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密保持について遵守することを、雇用契約の条件とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項については、株式会社楽楽館と事業所の管理者が協議して定めるものとする。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年1月4日から施行する。

この規程は、平成25年1月28日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年7月7日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成30年2月28日から施行する。

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。